

基発 1201 第 8 号
令和 3 年 12 月 1 日

一般社団法人日本倉庫協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」の一部改正
について

日頃より労働衛生行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 188 号）が令和 3 年 12 月 1 日に公布されたこと等を踏まえ、令和元年 7 月 12 日付け基発 0712 第 4 号「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」の別添「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」における照度の取扱等を別添のとおり一部改正しました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、傘下会員事業場等に対する本改正内容の周知徹底等につきまして御協力を賜りますようお願い申し上げます。

別添

「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 基発 0712 第 4 号 令和元年 7 月 12 日 <u>一部改正 基発 1201 第 8 号</u> <u>令和 3 年 12 月 1 日</u> | 基発 0712 第 4 号 令和元年 7 月 12 日 |
| 別記団体の長 殿 | 別記団体の長 殿 |
| 厚生労働省労働基準局長 | 厚生労働省労働基準局長 |
| 情報機器作業における労働衛生管理のための ガイドラインについて | 情報機器作業における労働衛生管理のための ガイドラインについて |
| (略) | (略) |
| 別添 | 別添 |
| 情報機器作業における労働衛生管理のため のガイドライン | 情報機器作業における労働衛生管理のため のガイドライン |
| 1 はじめに | 1 はじめに |
| (略) | (略) |
| このような状況を踏まえ、VDT ガイ ドラインの基本的な考え方について変 更せず、従来の視覚による情報をもと に入力操作を行うという作業を引き続 きガイドラインの対象としつつ、情報 技術の発達や、多様な働き方に対応す るよう健康管理を行う作業区分を見直 し、その他、 <u>最新の学術的知見を踏ま</u> | このような状況を踏まえ、VDT ガイ ドラインの基本的な考え方について変 更せず、従来の視覚による情報をもと に入力操作を行うという作業を引き続 きガイドラインの対象としつつ、情報 技術の発達や、多様な働き方に対応す るよう健康管理を行う作業区分を見直 し、その他、 <u>最新の学術的知見を踏ま</u> |

えた見直しを行った。

(略)

4 作業環境管理

作業者の心身の負担を軽減し、作業者が支障なく作業を行うことができるよう、次により情報機器作業に適した作業環境管理を行うこと。

(1) 照明及び採光

イ (略)

ロ ディスプレイを用いる場合の書類上及びキーボード上における照度は300ルクス以上とし、作業しやすい照度とすること。

また、ディスプレイ画面の明るさ、書類及びキーボード面における明るさと周辺の明るさの差はなるべく小さくすること。

(略)

10 配慮事項等

(略)

(3) テレワークを行う労働者に対する配慮事項

情報機器ガイドラインのほか、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」(令和3年3月25日付け基発0325第2号、雇均発0325第3号「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイ

え、別添のとおりガイドラインを見直した。

(略)

4 作業環境管理

作業者の心身の負担を軽減し、作業者が支障なく作業を行うことができるよう、次により情報機器作業に適した作業環境管理を行うこと。

(1) 照明及び採光

イ (略)

ロ ディスプレイを用いる場合のディスプレイ画面上における照度は500ルクス以下、書類上及びキーボード上における照度は300ルクス以上を目安とし、作業しやすい照度とすること。

また、ディスプレイ画面の明るさ、書類及びキーボード面における明るさと周辺の明るさの差はなるべく小さくすること。

(略)

10 配慮事項等

(略)

(3) テレワークを行う労働者に対する配慮事項

情報機器ガイドラインのほか、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」(平成30年2月22日付け基発0222第1号、雇均発0222第1号「情報通信技術を利用した事業場

| | |
|--|--|
| <p>ドラインについて」別添1)を参照して必要な健康確保措置を講じること。</p> <p>(略)</p> <p>(解説)</p> <p>(略)</p> <p>「4 作業環境管理」について</p> <p>作業環境管理においては、情報機器ガイドラインに掲げる事項のほか、「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」(平成4年7月1日付け労働省告示第59号)を参照し、作業者が快適に作業を行うことのできる職場環境の整備を図ることが望ましい。</p> <p>(1) 照明及び採光</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 「書類上及びキーボード上における照度」とは、書類やキーボードなどに入射する光の明るさをいう。</p> <p>「ディスプレイ画面の明るさ、書類及びキーボード面における明るさと周辺明るさとの差はなるべく小さくすること。」とは、瞳孔は明るさに応じてその大きさを調節しており、一般的に、ディスプレイ画面や書類・キーボード面と周辺明るさの差が大きいと眼の負担が大きくなるので、なるべく明るさの差を小さくすべきである</p> | <p>外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドラインの策定について」別添1)を参照して必要な健康確保措置を講じること。</p> <p>(略)</p> <p>(解説)</p> <p>(略)</p> <p>「4 作業環境管理」について</p> <p>作業環境管理においては、情報機器ガイドラインに掲げる事項のほか、「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」(平成4年7月1日付け労働省告示第59号)を参照し、作業者が快適に作業を行うことのできる職場環境の整備を図ることが望ましい。</p> <p>(1) 照明及び採光</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 「<u>ディスプレイ画面上における照度</u>」とは、<u>ディスプレイ画面から発する光の明るさのことではなく、ディスプレイ画面に入射する光の明るさをいう。反射型液晶ディスプレイについては、画面が暗いと見にくいので、一般に、より高い照度が必要となる。</u></p> <p>「書類上及びキーボード上における照度」とは、書類やキーボードなどに入射する光の明るさをいう。</p> <p>「ディスプレイ画面の明るさ、書類及びキーボード面における明</p> |
|--|--|

という趣旨である。

(略)

るさと周辺の明るさとの差はなるべく小さくすること。」とは、瞳孔は明るさに応じてその大きさを調節しており、一般的に、ディスプレイ画面や書類・キーボード面と周辺の明るさの差が大きいと目の負担が大きくなるので、なるべく明るさの差を小さくすべきであるという趣旨である。

(略)

基発 0712 第 4 号
令和元年 7 月 12 日
一部改正 基発 1201 第 8 号
令和 3 年 12 月 1 日

別記団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて

日頃より労働衛生行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、パーソナルコンピュータ等情報機器を使用して行う作業における労働衛生管理については、平成 14 年 4 月 5 日付け基発第 0405001 号「VDT 作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」（以下「VDT ガイドライン」という。）によってきたところです。

一方、平成 14 年に VDT ガイドラインが発出されて以降、ハードウェア・ソフトウェア双方の技術革新により、職場における IT 化はますます進行しており、情報機器作業を行う労働者の範囲はより広くなり、作業形態はより多様化しています。従来のように作業を類型化してその類型別に健康確保対策の方法を画一的に示すことは困難で、個々の事業場のそれぞれの作業形態に応じきめ細かな対策を検討する必要があります。

このような状況を踏まえ、情報機器を使用する作業のための基本的な考え方は維持しつつ、多様な作業形態に対応するため、事業場が個々の作業形態に応じて判断できるよう健康管理を行う作業区分を見直すこととしました。また、情報技術の発達への対応及び最新の学術的知見を踏まえ、別添のとおり情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインをまとめましたので、今後は、これにより労働衛生管理を行ってくださいますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、事務所において行われる情報機器作業を対象としたものですが、ディスプレイを備えた当該機器を使用して、事務所以外の場所で行われる情報機器作業等についても、できる限り本ガイドラインに準じて労働衛生管理を行ってくださいますようお願いいたします。

別記

中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
独立行政法人労働者健康安全機構
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
中央職業能力開発協会
公益財団法人安全衛生技術試験協会
塩ビ工業・環境協会
公益財団法人介護労働安定センター
化成品工業協会
公益社団法人産業安全技術協会
公益財団法人産業医学振興財団
学校法人産業医科大学
一般社団法人自動車用品小売業協会
一般財団法人首都高速道路協会
一般社団法人情報通信エンジニアリング協会
一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
一般社団法人信託協会
政府関係法人連絡協議会
一般社団法人生命保険協会
一般財団法人石炭エネルギーセンター
石油化学工業協会
石油連盟
石灰石鉱業協会
一般社団法人セメント協会
せんい強化セメント板協会
一般社団法人全国ガラス外装クリーニング協会連合会
一般社団法人全国銀行協会
一般社団法人全国警備業協会
公益社団法人全国産業資源循環連合会
全国社会保険労務士会連合会
一般社団法人全国スーパーマーケット協会

全国製紙原料商工組合連合会
全国タイヤ商工協同組合連合会
一般社団法人全国地方銀行協会
全国中小企業団体中央会
一般社団法人全国登録教習機関協会
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
公益社団法人全国労働衛生団体連合会
公益社団法人全国労働基準関係団体連合会
一般社団法人送電線建設技術研究会
一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会
電機・電子・情報通信産業経営者連盟
電気事業連合会
電線工業経営者連盟
一般社団法人日本アルミニウム協会
公益社団法人日本医師会
一般社団法人日本印刷産業連合会
一般社団法人日本化学工業協会
日本化学繊維協会
一般社団法人日本ガス協会
日本火薬工業会
一般社団法人日本機械工業連合会
一般社団法人日本金属プレス工業協会
一般社団法人日本空調衛生工事業協会
一般社団法人日本くん蒸技術協会
一般社団法人日本経済団体連合会
日本鋳業協会
一般社団法人日本工作機械工業会
一般社団法人日本ゴム工業会
一般社団法人日本在外企業協会
一般社団法人日本砕石協会
公益社団法人日本作業環境測定協会
一般社団法人日本産業カウンセラー協会
一般社団法人日本自動車工業会
一般社団法人日本自動車車体工業会
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
一般社団法人日本自動車部品工業会

日本証券業協会
日本商工会議所
一般社団法人日本食品機械工業会
一般社団法人日本人材派遣協会
一般社団法人日本伸銅協会
一般社団法人日本新聞協会
日本生活協同組合連合会
一般社団法人日本生産技能労務協会
日本製紙連合会
公益社団法人日本洗淨技能開発協会
一般社団法人日本倉庫協会
一般社団法人日本造船工業会
日本ソーダ工業会
一般社団法人日本損害保険協会
一般社団法人日本鍛圧機械工業会
日本チェーンストア協会
一般社団法人日本鉄鋼連盟
一般社団法人日本電気協会
一般社団法人日本電気制御機器工業会
一般社団法人日本フードサービス協会
公益社団法人日本保安用品協会
日本紡績協会
一般社団法人日本民営鉄道協会
日本無機薬品協会
一般社団法人日本溶接協会
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
ロックウール工業会
一般社団法人 JATI 協会